

災害時マニュアルの改訂方針

1. 現行マニュアルの全体構成

平常時の準備から、災害発生時の初動対応、応急対応、復旧・復興の各フェーズでの石綿飛散・ばく露防止対策について規定している。本編は12章で構成される。

章	記載概要	頁数
第1章 総則	マニュアルで対象とする災害、対象とする建築物、対象とする石綿、災害時の工程、石綿飛散・ばく露防止対策の概要等	7
第2章 平常時における準備	平常時の体制整備、仮置場の確保、資機材の確保、タイムテーブル、平常時からの周知・普及啓発等	20
第3章 災害発生時の応急対応	応急対象となる石綿等、注意喚起、石綿露出状況等の把握、応急措置等	18
第4章 環境モニタリング	測定地点、測定箇所、測定方法等 ※「アスベストモニタリングマニュアル」も参照することとしている。	3
第5章 調査・計画・届出	解体等の際の事前調査の手順、作業計画、協議・届出、留意事項、根拠法令等	22
第6章 解体等工事の周辺への周知	掲示の義務の説明や掲示の例、根拠法令等	7
第7章 解体等工事における石綿の飛散防止	解体等工事の石綿飛散防止の責任、被災区分ごとの石綿飛散防止措置、成形板等の飛散防止措置、廃棄物の区分、廃棄物等の保管及び搬出等	21
第8章 収集・運搬	廃棄物の区分、廃石綿等の収集・運搬、石綿含有廃棄物の収集・運搬	5
第9章 自治体による一時保管	災害廃棄物の一時保管の原則、受入れ基準の設定、石綿含有廃棄物の一時保管、仮置場における分別・保管	7
第10章 津波等により発生した混合廃棄物の処理における留意事項	津波等により流出した石綿含有建材の確認・回収、混合廃棄物の撤去及び収集・運搬、仮置場における集積及び分別 ※東日本大震災を受けて改訂時に追加。	8
第11章 中間処理・最終処分	中間処理、最終処分 ※基本的に平常時と同様の体制とする	2
第12章 自治体による立入検査	解体等工事現場への立入検査等、仮置場での管理状況の確認	14

1. 現行マニュアルの全体構成

参考資料は4章で構成される。

章	記載概要	頁数
参考資料1 建材中の石綿簡易判定法	顕微鏡による簡易判定、アスベストアナライザーによる判定、目視等による簡易判定	7
参考資料2 災害時の大気中石綿濃度	阪神・淡路大震災、中越地震、東日本大震災、熊本地震の際のモニタリング結果、一般環境大気中のモニタリング結果	13
参考資料3 事前調査結果報告書の例	旧厚労省マニュアルの事前調査報告書の例を掲載	5
参考資料4 注意解体のための協議資料の例	注意解体の協議のための、位置図、現場写真、建築物の構造図、要注意箇所調査結果	4

2. 今回の改訂の方針

1. 構成については、原則として現行の構成を維持する。
2. 主な改訂点としては、以下を想定している。
 - ① 平常時の石綿使用建築物等の把握に関する記載の充実。
 - ② 法改正に対応した改訂（特定建築材料の拡大、事前調査結果報告制度の創設、作業基準の見直し等）。
 - ③ 関連ガイドライン等（アスベストモニタリングマニュアル、石綿含有廃棄物等処理マニュアル）の改訂の反映。
 - ④ 地方公共団体へのヒアリングを実施し、結果を反映。

3. 今回の検討会でご意見をいただきたい事項

1. 全体の構成として、追加、統合等した方がよい事項はあるか？
2. 平常時の把握、露出状況調査、応急対応を行うべき建材の範囲をどこまでとするか？

現在は、吹付け石綿(レベル1建材)が対象。石綿含有断熱材等(レベル2建材)は望ましいとしている。

石綿含有断熱材等(レベル2建材)は望ましいから対象としてはどうか。また、石綿含有成形板等(レベル3建材)と石綿含有仕上塗材は、対象とすることが望ましいとしてはどうか？
3. 新たに特定建築材料に含まれることとなった、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材について、建築物等への立入不可の場合の事前調査、注意解体を行う場合の飛散防止措置はどのようにすべきか？
4. その他、大きく改訂すべき事項はあるか？

現時点における各章の改訂内容(案)は資料3-2に示す。